

障がい者地域生活自立支援センター(ばんそうS&S)児童部 施設長 殿

徳島県監察局法人検査課検査第二担当

指導監査における指導事項等(法人検査課分)について

このことについては、次のとおりです。

これらのうち改善結果報告書の提出を求める事項については、別途通知します。

【会計】

(児童部・成人部共通の指摘事項等)

- 1 複数の拠点で使用するために整備した非常用自家発電設備を本部拠点の資産として計上し、本部拠点でのみ減価償却費が計上されていた。複数の拠点区分で使用する固定資産は合理的な基準により各拠点に帰属させ、各拠点で減価償却費を計上すること。
- 2 年度途中で取得した固定資産の減価償却費について、償却月数を12月として算定しているものが見受けられた。年度の中で取得した減価償却資産は、月を単位として減価償却の計算を行うこと。
- 3 計算書類のWAMへの登録に当たり、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分事業活動計算書について勘定科目の小区分まで表示されるよう入力すること。

(児童部のみの指摘事項等)

- 4 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書について、期首帳簿価額は拠点区分貸借対照表の前年度末の金額と一致させること。
- 5 拠点区分資金収支明細書について、各サービス区分に共通の費用については合理的な基準により各サービス区分に配賦した上で、通知の様式により作成すること。
- 6 「寸志」が雑収益(収入)として計上されていた。寄附金品については経理規程に定める手続きに従い受入れるとともに、適切な勘定科目に計上すること。

検査第二担当

電話 088-621-2403

ファクシミリ 088-621-2756